

## 町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の町の区域及び名称の変更について次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分の効力は、住居表示実施期日の令和3年2月1日から生ずるものとする。

令和2年 1月 7日

市川市長 村越 祐民

別図のとおり、稲越町全域を稲越（いなごし）一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目とする。